

資料

沖縄法政研究所 第46回講演会

これからの辺野古をめぐるいくつかの課題
ー設計変更申請と、軟弱地盤・遺骨混りの土砂調達問題ー
辺野古新基地建設事業の現状と課題

講師：北上田毅

沖縄平和市民連絡会会員・元土木技師

開催日時：2021年6月19日（土）14:00～16:00

開催形態：オンライン（zoom ミーティング）

○北上田毅氏

皆さん、こんにちは。紹介いただきました北上田です。今日はこれからの辺野古新基地建設事業をめぐるいくつかの課題についてお話しをさせていただきます。

今日の話の内容は、以下の6点です。

<内容>

1. 辺野古新基地建設事業、工事の現状と問題点
2. まもなくデニー知事は設計変更申請を不承認とする
3. 設計変更申請、不承認の理由について
4. 不承認後の国の対抗措置は？
ー不承認の取消措置と工事強行（美謝川切替、大浦湾のN2護岸等）
5. 遺骨混りの土砂調達問題ー具志堅隆松さん、再度のハンスト突入
6. 私たちの課題

最初に、工事の現状について説明します。

現在、最大の焦点になっているのが、防衛局の設計変更申請に対する知事の最終判断です。不承認となれば辺野古新基地建設事業は頓挫するわけですから、知事の判断が注目されています。おそらく7月には、知事は設計変更申請を不承認にする

と思いますが¹、今日は、その理由、内容についてお話をさせていただきます。

知事の不承認に対して、国がいろんな対抗措置を講じ、最終的には裁判での争いになる可能性が強いと思われます。それと同時に、国は知事の不承認を無視して工事を強行してくるでしょう。たとえば美謝川の切替え工事や大浦湾のN2護岸工事等です。

そして、遺骨収集ボランティア「ガマフヤー」代表の具志堅隆松さんが、ちょうど今日（6月19日）から県庁前広場で再度のハンストに入られました。6月21日には「慰霊の日」の式典が行われる平和祈念公園に移動します。私も今、県庁前のハンスト現場から戻ってきたところです。

防衛局は、設計変更申請で沖縄南部地区から大量の埋立土砂を調達する計画を打ち出してきたのですが、南部地区の土砂には先の大戦の戦没者の遺骨が混ざっているということが大きな問題となっています。この問題についても詳しくお話しをしたいと思います。

■ 1. 工事の現状と問題点 ― 辺野古側埋立と土砂海上搬送

● 辺野古側埋立も大きく遅れている

現在、辺野古側の浅瀬部分に外周護岸が造られ、土砂の投入が続いています（写真1）。



写真1

防衛局は、工事が順調に進んでいると強調していますが、土砂投入から既に2年半が経過しています。しかし、投入された土砂の量は、事業で必要とされる全土量

1 その後、設計変更申請への知事の最終判断は大幅に遅れ、2021年11月となった。

の約6%に過ぎません。工事は大幅に遅れているのです。

下が当初の埋立施工計画です（図1）。当初は大浦湾の一番奥、「①-1工区」から埋め立てを開始し、それから辺野古側の「②工区」を埋め立てる。最後に一番深い大浦湾の「③工区」の埋め立てをする計画でした。

施工順序の変更--設計の概要・環境保全図書変更で知事の承認が必要だったが無視

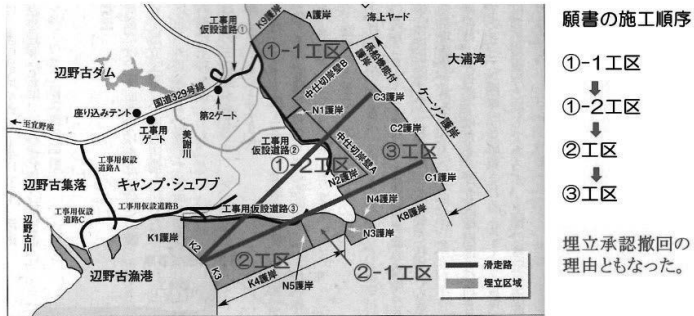


図1

しかし大浦湾にマヨネーズのような軟弱地盤が見つかったため、防衛局は施工順序を大幅に変更して辺野古側の埋め立てから着手せざるを得なくなったのです。施工順序の変更も設計概要の変更ですから、公有水面埋立法に基づき、知事への設計変更申請が必要ですが、防衛局はそれを無視して工事を強行しています。この問題は、2018年8月31日、沖縄県が埋立承認を撤回したときの理由にもなっています。

シュワブ(R元)追加埋立工事 当初工期:2020.3~2022.3

シュワブ(R3)追加埋立工事 今年度、発注(工期2年、さらに追加発注が必要)

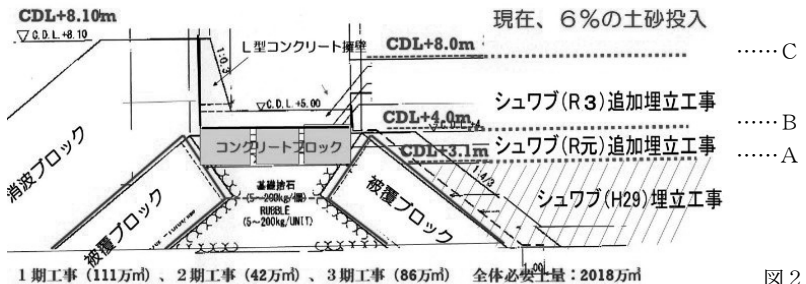


図2

これは外周護岸の断面図(図2)です。現在、土砂が投入されたのは、C.D.L² + 3.1メートルの高さ、ちょうどAの点線のところまでです。これを私たちは1期工事とっています。その後始まっているのが、C.D.L + 4.0メートルの高さまで(Bの点線)の2期工事です。辺野古新基地は海面から10メートルの高さと言われていますけれども、それは滑走路の中央部分で、表面の勾配等がありますから、外周護岸ではC.D.L + 8メートルぐらいの高さ(Cの点線)です。この部分への土砂投入が3期工事です。

現在はまだC.D.L + 3.1メートルの高さまで土砂が入ったにすぎません。さらに5メートル近く土砂を積み上げて盛土する必要があるのです。まだ全体の約6%しか土砂が入っていないのですから、埋立の終了までには、それこそいつまでかかるか分からない状態です。

●土砂海上搬送の問題点

埋立土砂は、名護の西海岸の本部塩川港、それから琉球セメント安和棧橋から、沖縄島北端の辺戸岬を回って大浦湾に運ばれています。

本部塩川港は沖縄県の港湾です。2年ほど前から辺野古への土砂海上搬送が続いていますけれども、2021年4月からはベルトコンベアで運搬船に土砂が積み込まれるようになりました。県が、ベルトコンベア設置を許可してしまったのです。私たちは、沖縄県政の基本柱が辺野古新基地建設反対と言いながら、県の港で辺野古への土砂搬送を許可するのはおかしいということで抗議を続けています。4月以降、毎月のように県との交渉を繰り返しています³。

2017年、県は沖縄島最北の国頭村奥港で、辺野古への石材海上搬送を許可してしまっています。奥の区民の方々、そして私たちが現地へ駆けつけてダンプトラックの前に体を投げ出したりして必死の抗議行動を続けました。奥の区民の

2 C.D.Lとは、基本水準面のことで、もうこれ以上、海面が下がらないであろうと想定される最低水面高

3 2021年8月末には、426名の県民が本部塩川港の港湾使用料の損害補填と新たな許可を出さないことを求める住民監査請求を行った。

方々は区民総会で反対決議も上げました。その結果、当時の翁長雄志知事は、防衛局に海上搬送の中止を求めたのです。そのため防衛局は、一度だけ奥の港を使っただけで、それ以後の使用を諦めざるを得なかったのです。

現在、県は「港湾法や港湾管理条例上、許可せざるを得ない」と言っていますが、この奥港での事例でも分かるように、知事が毅然とした対応をすれば、状況は変えることができるのです。

● 1日に2600万円もの警備費

工事の遅れに政府は焦っています。2020年12月の朝日新聞に次のような記事がありました。

「首相官邸では毎週月曜、防衛、国土交通、法務各省の担当者が集まる会議が開かれている。和泉洋人首相補佐官がその場で、日々の土砂の投入量を細かくチェック。『知恵をしぼれ』と叱咤する。」

小さな記事でしたので気がついた方は少なかったかもしれません。官邸の、当時の安倍首相、菅官房長官の最側近と言われる和泉洋人首相補佐官が、直接、日々の土砂の搬入量まで細かくチェックし、叱咤しているというのです。個々の工事について、官邸がこんな細かいチェックをしているというのですから驚きます。



2019.4.25 本部塩川港



2019.8.18 本部塩川港

写真2

政府の焦りは、辺野古の工事に関する警備費にも表れています。

写真2は本部塩川港です。大量の警備員が動員されて、抗議に来る県民を規制する体制が続いています。安和栈橋でも同様の体制がとられています。辺野古新基地建設事業では、キャンプ・シュワブや大浦湾での陸上警備、海上警備を合わせると、一日に2,600万円もの警備費が使われていることも、情報公開請求で明らかになりました。

辺野古新基地建設事業の総工費が9,300億円になったということが大きな問題となっていますが、実はそのうちの2割近い約1,700億円が警備の委託費です。公共事業で総事業費の2割が警備費というのは、恐らく前代未聞というか、あり得ないことです。那覇空港の第2滑走路埋立事業は、同じような面積でしたが総工費が約2,070億円でした。今回の辺野古の工事費の約2割近い1,700億円が警備費というのは、もう那覇空港の埋立事業の総工事費とそれほど変わらないとんでもない額です。しかも、これはあくまでも防衛局が委託をした警備費であって、大量に動員されている県警の機動隊員とか、それから海上保安官たち、そういう費用を含めると、さらに膨大な額の警備費が使われているわけです。

■ 2. 設計変更申請不承認後の国の対抗措置は？

●まもなく知事の最終判断か？

2013年12月、当時の仲井真知事が沖縄防衛局の公有水面埋立申請を承認しました。ところが、大浦湾にマヨネーズのような軟弱地盤が見つかり、当初の方法では工事が不可能ということで、設計変更申請のやむなきに至ったのです。そのため防衛局は、昨年(2020年)4月21日、設計変更申請書を県に提出しました。

設計変更申請が提出されてから、もう既に1年2か月が経過しました。この間、オール沖縄会議や私たちが懸命に呼びかけて、沖縄県内そして全国から約20,000通の意見書が県に提出されました。これは、埋立承認申請のときの意見書数の約6倍にもなります。しかも、意見書の全てが反対意見でした。

その後、沖縄県は、現在までに4回にわたって防衛局に設計変更申請の内容についての質問を繰り返しています。2021年6月16日に出した4次質問の回答期限が6月末ですから、知事の見事最終判断は、おそらく7月以降に出されるでしょう。

知事が設計変更申請を不承認とすることは間違いありません。公有水面埋立法第4条1項では、審査基準として、「環境保全及び災害防止につき十分配慮されたものであること」とされていますが、後でも触れるように大浦湾の軟弱地盤はきわめて深刻で、護岸の安定性を保つことはできません。また、貴重な自然の残る大浦湾の環境にも致命的な影響を与えるからです。

●国の対抗措置 ― 行政不服審査請求か、「是正の指示」

知事が設計変更申請を不承認とすれば辺野古新基地建設事業は完全に頓挫するわけですから、国は知事の不承認を取消すためにあらゆる手法を使ってくるでしょう。考えられるのは、行政不服審査法による審査請求か、地方自治法に基づく「是正の指示」です。

行政不服審査請求は、本来、行政の処分に対する国民の権利救済のための制度です。しかし、辺野古新基地建設事業では、国が「私人」の立場で同じ国の機関に審査請求したということで大きな批判を受けましたが、2020年3月、最高裁は国の手法を認めてしまいました。今回の設計変更申請の不承認に対しても、国土交通大臣に審査請求をすることが考えられます。

もう一つは、サンゴ移植のための特別採捕許可問題で出された「是正の指示」の手法です。大浦湾には移植対象のサンゴ類が約7万5千群体もあり、埋立にあたっては事前に移植することが必要です。そのためには知事の特別採捕許可を得なければなりません。県は申請に対して判断を保留していました⁴。すると、農林水産大臣が、「標準処理期間を過ぎている」として、「許可をせよ」という「是正の指示」を出したのです。「判断をせよ」ならともかく、「許可をせよ」という指示ですから、これは知事の権限を完全に否定し、地方自治制度を無視したものです⁵。

今回の設計変更申請については、県は2020年5月、防衛局に標準処理期間は163日～223日と通知しました。もうそろそろ標準処理期間を過ぎようとして

4 行政手続法で各自治体はそれぞれの許認可の申請について、「標準処理期間」を定めているが、これはあくまでも目安にすぎない。

5 しかし、2021年7月、最高裁は国の手法を認めてしまった。ただ、5人の裁判官のうち2人が反対意見を出して県の訴えを認めるなど、注目すべき動きも出ている。

います。知事の最終判断があまり遅れると、国は、「是正の指示」の手法に出る可能性もあります。

●県の毅然とした対応を

以上、述べてきたように、設計変更申請を知事が不承認とした場合、国は、行政不服審査請求か、「是正の指示」のどちらかの手法をとるでしょう。そして法廷闘争になるものと予想されます。

沖縄県は今までに9回、辺野古新基地をめぐる裁判を続けてきました。最初の3件の裁判は和解となって取り下げましたけれども、その後は全て敗訴が続いています。裁判闘争も非常に厳しいものになるでしょう。

沖縄平和市民連絡会は、先日、知事に要望書を出しました。

一つは、設計変更申請を不承認としたときに、知事がいつものような記者会見の説明だけで済ませるのではなく、シンポジウム等を開いて、県民に対して不承認の理由を説明するように求めています。厳しい状況が予想される中で、県民が知事を支えるためには、不承認の理由について県民に十分説明し、県民の理解・支持を得る必要があるからです。

もう一つは、不承認と同時に辺野古新基地建設事業の全ての工事を中止させなければなりません。国は今、「当初の埋立承認申請で承認された範囲は、設計変更申請とは関係がないので工事ができる」と主張しています。しかし、設計変更申請が不承認となれば事業は頓挫するのですから、県はその時点で全ての工事を中止させなければなりません。工事中止の指示に従わない場合は、それこそ埋立承認の「撤回」まで含めて、毅然と対応する必要があるでしょう。

■ 3. 設計変更申請の不承認理由について

県は設計変更申請の審査の状況を明らかにしていないので、不承認とする理由はまだ分かりません。ただ、県は防衛局に設計変更申請書の内容について、今までに1次から4次の質問を出しています。質問事項の概略は公表されているので、そこから県が何を考えているかはある程度、推測できます。

やはり一番大きな不承認理由は軟弱地盤による護岸の安定性の問題です。

大浦湾の外周護岸の海底地層の断面図をみますと、例えばC1 護岸部は、海面から30メートルの深さで、その下に厚さ60m、すなわち海面下90メートルのところまでが、極端な軟弱地盤となっています。ところが今回の防衛局の設計変更申請では、70メートルの深さまでしか地盤改良工事を行わないとしているのです（図3）。

世界でも前例のない地盤改良工事は可能か？

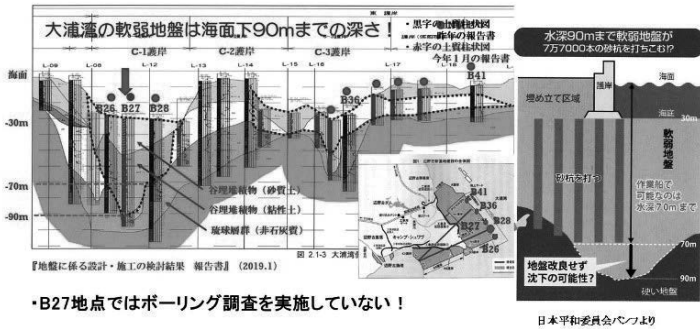


図3

海面下90メートルまでの地盤改良というのは世界にも実施例がありません。日本でも、海面から65メートルまでの実施例があるだけで、作業船もありません。防衛局は、海面下70メートル以深は地盤改良の必要はないと言っていますが、実際には工事は技術的に不可能なのです。

特にB27地点の地質調査の不備が大きな問題となっています。B27地点は滑走路の延長上の護岸付近で、海面下90メートルまで軟弱地盤が続いている最も重要なところですが、ところが防衛局は、ここではボーリング調査による力学的試験を実施していないのです。

ボーリング調査というのは、杭を打ち込んでいって、直接、地盤の強度を調べる試験ですが、B27地点では、ボーリング調査をせずにCPT試験（コーン貫入試験）といって、電気抵抗を測定して各種データを得る試験を行っただけです。そして、最大で750mも離れた3か所の地点のボーリング調査の結果とB27地点が「同じ地層」だとして、B27地点の力学強度を推定しているにすぎません。

立石雅昭新潟大学名誉教授らの地質学者・土木技術者からなる辺野古調査団も、

「測定されたデータも恣意的に操作されており、現在の設計変更申請の地盤・護岸の安定計算は全く信頼できない」と指摘しています。

県もこの問題について、再三、防衛局に質問を繰り返かえています。この軟弱地盤問題が、知事の設計変更申請不承認の一番大きな理由になると思われます。

それから、もう一つは耐震設計の問題です。こうした重要構造物では巨大地震を想定した「レベル2」の耐震設計が必要ですが、今回は小中規模の「レベル1」でしか設計していません。また、耐震データの取り扱いにも多くの疑問が指摘されています。そのため、辺野古調査団も、「大浦湾のケーソン護岸は震度1の地震で崩壊する」と警告しています。

さらに、予定地には2本の活断層の存在が指摘されていますが、防衛局はその調査をしていません。

今日は時間がなくてお話しできませんが、環境面でも大きな問題があります。特にジュゴンに対する影響については、県も多くの問題点を指摘するでしょう。さらに、外周護岸を仕切る前に土砂を投入する「先行盛土」により、大浦湾に汚濁が一面に拡散していくことが危惧されます。

また、大浦湾の工事範囲は70ヘクタールほどですが、防衛局の施工計画では、同時に100隻を超える作業船が入るような計画になっています。そんなことは現実問題、不可能です。12年という工期も、大幅に延びるでしょう。

それから埋立承認申請書には、単に技術的な設計内容だけではなくて、何故、埋め立てが必要になったかという、埋立必要理由書がついています。ここでは米軍基地の再編問題などにも触れています。

2021年1月には、辺野古新基地を陸上自衛隊とアメリカ海兵隊が共同使用をするという密約があることが明らかになりました。現在の埋立承認申請は、あくまでも米海兵隊が使用するというので、それに基づいているんな施設面積等が計算されているのです。しかし、陸上自衛隊と米海兵隊との共同使用が行われ、将来的には自衛隊の専用基地になることは確実ですから、埋立必要理由書の前提はもう崩れています。

これらの問題についても、沖縄県は防衛局に対し質問をしています。本来であれば防衛局は沖縄県に対して、設計変更申請の中できちんと説明する必要があるわけ

ですが、国会での政府答弁同様、「共同使用の計画はありません」と否定しています。米軍の供用が始まった後、すぐに自衛隊も辺野古新基地を使い始める、それは既に全国あらゆるところで行われている日本政府のやり方ですけれども、そういったことが辺野古でも繰り返されるおそれが非常に強いわけです。このことについてもおそらく県の不承認の理由の中で指摘されるでしょう。

■ 4. 2021 年度の工事について（美謝川切替、大浦湾の N2 護岸等）

次に、これから始まる工事の問題点を説明します。

防衛局は設計変更申請が承認されなければできない工事のために、今年度、総額 826 億円もの予算を計上しています。

そして、既に今年度、3 件の工事を発注しています。「シュワブ (R3) 追加埋立工事」、「シュワブ (R3) 美謝川整備工事」、「シュワブ (R3) 中仕切護岸新設工事」です。

「シュワブ R3 埋立追加工事」は、最初に話をした辺野古側を C.D.L + 6 メートルの高さまで盛土をする工期 2 年間の工事です。6 月 18 日に開札が終わりましてから、今月中に業者との契約が行われるでしょう。

●美謝川切替工事での渡具知名護市長の条例違反の対応

今、大きな問題になっているのは、美謝川を切替えるための、「シュワブ (R3) 美謝川整備工事」です。

美謝川は、辺野古ダムから国道 329 号線を渡り、名護市の浄水場を通って大浦湾に流れ込んでいます。河口部は辺野古新基地の埋立地です。川が流れ込んでいると埋立はできません。そのため防衛局は、辺野古ダムの奥から国道沿いに新しく水路を造り、国道を暗渠で渡って、埋立区域の外側に切替えようとしているのです（図 4）。美謝川の切替えは、辺野古新基地建設事業の帰趨を握る重要な工事です。

美謝川の切替工事

・美謝川は大浦湾の埋立区域に流れこんでいるため、埋立工事前に切替が必要



図4

美謝川は法的には法定外公共物に位置づけられます。道路法や河川法といった法律の適用を受けないで、里道や水路等に使用されている土地を法定外公共物と言います。河川には1級河川、2級河川等があり、それぞれ国や自治体が管理していますが、河川法が適用されない小さな河川・水路・ため池などは、法定外公共物として自治体が管理しています。法定外公共物は以前は国有財産でしたが、2000年頃に自治体に無償譲渡されたのです。

ただ米軍への提供施設内は自治体には譲渡されていません。美謝川については、キャンプ・シュワブ内は国の所有・管理のままですが、辺野古ダムや名護市の水道施設部分は名護市に譲渡されました。名護市はこうした法定外公共物の管理のために、名護市法定外公共物管理条例を定めています。

この条例では、法定外公共物への工作物の設置、土地の形状変更、付替え、水面の使用、そして法定外公共物の構造・機能に影響を与える行為を行うには市長の許可が必要とされているのです(国又は地方自治体の場合は協議)。今回はまさに、「付替え」です。基地内の工事であっても上流部に影響を与えることは明らかですから、美謝川の切替えには条例に基づく市長との協議が必要です。

そのため、2014年当時、稲嶺さんが名護市長だった際には、防衛局は今回と同じルート的美謝川切替え計画について、法定外公共物管理条例に伴う協議書を名護市に提出していました。稲嶺さんが毅然とした対応を続けたため、防衛局は半

年後に協議書を取り下げざるを得なくなりました。当時は名護市も、防衛局も、美謝川の切替えが法定外公共物管理条例の対象だということを認めていたのです。

ところが今回、渡具知名護市長はとんでもない対応をしています。防衛局は2021年4月末、美謝川の切替工事について協議が必要かどうかを名護市に文書で照会しました。それに対して渡具知市長は5月8日、「協議は不要」と回答したのです。それにより防衛局は、「今後、美謝川切替工事について必要となる名護市との協議事項はありません」というコメントを出しました。

渡具知市長のこの対応は明らかに市の条例に違反していますし、従来の経過も無視したもので許されません。

美謝川切替工事については名護市議会でも、2020年12月以降、毎回、野党市議団による追及が続いています⁶。再三にわたって市役所前集會も開かれ、私たちも名護市との交渉などを続けてきました。

●大浦湾での土砂陸揚用の護岸工事も認められない

「シュワブ（R3）中仕切護岸新設工事」は、大浦湾の中央部に新しくN2護岸を造る工事です。これは本来、埋立区域を「中仕切」するための護岸ですが、防衛局は当初の目的とは異なり、土砂の陸揚用護岸とするために工事を急いでいるのです。

現在、本部塩川港と安和棧橋から海上搬送で運ばれた埋立用土砂は、K9護岸とK8護岸しか陸揚げ場所がありません。そのため、先にも述べたように辺野古側の埋立がなかなか進んでいないのです。N2護岸を造成して、3ヶ所目の土砂陸揚用護岸にしようとしているのです（図1参照）。

防衛局はN2護岸は当初の埋立承認を得た範囲だから工事は可能と主張しています。しかし、設計変更申請が不承認とされた場合、辺野古新基地建設は頓挫するのですから、大浦湾のN2護岸工事を先行することは許されません。また、N2護岸は当初、幅員が8mでしたが、変更計画では幅員15mと、構造も変更されています。設計変更申請が承認されるまで工事は認められません。

6 2021年6月、名護市議会では、美謝川切替問題についての名護市の対応を批判する決議が野党市議団の提案により可決された。

また、N2 護岸予定地には、移植対象のサンゴ類が830群体あります。移植が終るまでN2 護岸の工事はできません⁷。

■ 5. 辺野古埋立のための土砂調達問題 ― 環境破壊と戦没者の遺骨問題

● 南部地区からの大量の土砂調達による環境破壊

沖縄南部地区は、先の悲惨極まる沖縄戦で特に多くの県民や兵士らが命を落とした場所です。今も遺骨が残され、土砂には戦没者の血が染みこんでいるのです。そのような南部地区の土砂を、軍事基地建設に使うことは、戦没者を冒瀆するもので、人道上也許されません。

ところが防衛局は今回の設計変更申請で、南部地区の土砂を辺野古埋立に大量に使う計画を出してきました。以下、この問題について説明します。

辺野古埋立のためには、約1700万立法メートルの土砂（岩ズリ）が必要です。当初申請では、その7割ほどは県外（西日本各地）から搬入する計画でした。県内は北部地区、国頭地区の2か所からだけでした

ところが今回の設計変更申請では、「全量県内調達可能」と強調されています。九州4県も土砂調達候補地にあげてはいますが、それは県内で足らなくなった場合の予備的なものだと思います。

県内では図5のように、北部地区、国頭地区だけではなく、宮城島（うるま市）、南部地区（糸満市・八重瀬町）、そして南大東島、宮古島、石垣島と、県内全域を土砂調達候補地としているのです。特に驚くのは、南部地区から3,159万立法メートル、なんと辺野古埋立に必要な量の2倍近い大量の土砂調達が可能とされていることです。

図6を見てください。糸満市・八重瀬町一帯のグーグルの航空写真です。あちこ

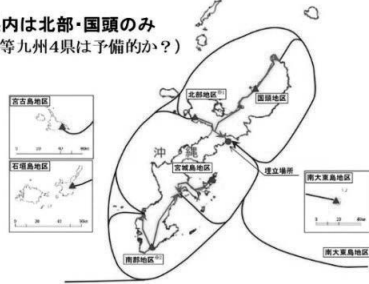
7 最高裁は、2021年7月、農水大臣の「是正の指示」を認めため、知事はやむなくサンゴ移植のための特別採捕申請を許可した。しかし防衛局は、「高温期、台風時は避ける」という許可条件を無視して移植を強行したので、知事は許可を取消した。それに対し防衛局は、農水大臣に行政不服審査請求と執行停止を申立て、わずか3日後に農水大臣が執行停止を認めた。サンゴ移植作業は再開され、8月上旬にはN2護岸部のサンゴ類（830群体）の移植は終了。防衛局は8月27日、N2護岸工に着手した。

<変更申請> 「辺野古埋立土砂は沖縄県内で全量調達可能」

- ・当初申請一7割ほどを県外で調達。県内は北部・国頭のみ
- ・変更変更一ほとんど県内調達（鹿児島等九州4県は予備的か?）

県内——南部地区（糸満・八重瀬）が中心

地区	調達可能量 (単位:千m ³)
国頭地区	2,340
北部地区	9,482
南部地区	31,596
宮城島地区	300
宮古島地区	505
石垣島地区	480
南大東島地区	60
合計	44,763



埋立に必要な岩ズリ総量：16,899千m³

東京ドーム 13.6個分 「設計概要変更申請書添付の「土砂に関する図書」

(図5)

ちに裸地になった場所がたくさんあるのに驚きますね。これが全て石灰岩の鈮山⁸です。糸満市・八重瀬町だけで、20ヵ所を超える鈮山があります。この付近は平坦な地形なので、国道331号線を平和祈念公園やひめゆり平和祈念資料館等に向かってもほとんど気がつきませんが、実際には少し脇道に入るとあちこちに鈮山があり、採掘後の大きな穴が埋戻しもされずに放置されています。

南部地区（糸満・八重瀬）から特に大量の土砂が調達される！

- ・糸満市 :13鈮山
- ・八重瀬町:5鈮山
- ・両方にまたがるもの3鈮山

・戦没者の血が染み込み、今も遺骨が混ざる南部地区の土砂で、戦争のための軍事基地を造るのは許されない！



「南部地区から3200万m³の土砂が調達可能」——これは、2Km四方×深さ8m 2km

(図6)

8 石灰岩は鈮業法で「鈮物」とされているため、石灰岩の採石場を鈮山と称する。通常の採石場は知事の所管だが、鈮山は国が認可する。沖縄はほとんど全域が石灰岩の鈮山である。

●県内各地の鉱山の乱開発の現状

ここで沖縄県内の鉱山の現状を説明しましょう。

写真3は、現在、辺野古埋立の土砂・石材が搬出されている琉球セメント安和鉱山です。この国道449号線は美ら海水族館に行く、沖縄でも中心的な観光道路で多くの観光客の車が走っています。国道を走っていても大きな採石場に驚きますが、上空から見ると実に凄まじい光景です。ここには以前、標高306メートルの山があったのですが、全部根こそぎ削られてしまって、見るも無残な状況になってしまいました。今もこんなに凄まじい光景ですから、今後、辺野古埋立のための土砂・石材がさらに掘り起こされると山の破壊はますます深刻なことになるでしょう。辺野古新基地建設は海だけではなく、沖縄の山々も破壊するのです。



(写真3)

琉球セメント安和鉱山では森林法違反行為も明らかになりました。森林法に基づく地域森林計画に指定されている森林の開発行為には、知事への林地開発許可申請が必要です⁹。私たちは、琉球セメント安和鉱山の本部町側では林地開発許可申請が出されていないと県に訴えた結果、沖縄県は現地に立入調査を行いました。その結果、林地開発許可を得ていないことが判明し、森林法違反として中止命令を出したのです¹⁰。

9 地域森林計画に指定された森林は、保安林以外の普通林であっても、水源涵養・災害防止・環境保全等の公益的機能を有していることから、1ha以上の開発行為は知事の許可、1ha以下の伐採は市長村長への伐採届が必要とされる。

10 ただ、地域森林計画に指定されていない名護市側からの土砂採取は続いている。

その後、県は県内の全鉱山（約80ヵ所）に対し、森林法に基づく林地開発許可の有無について調査し、いくつかの鉱山でも違法行為があったことが判明しています。

写真4は南部地区の八重瀬町の鉱山です。両側から掘削されて、真ん中が屏風のように残り、実に危険な状態になっています。また、鉱山の掘削した崖は崩壊防止のために犬走りを設ける必要があります。施業案でも、高さ10メートルごとに、幅2メートルの犬走りを設置すると定められています。ところが、これらの写真を見ても犬走りはありません。高さ30メートル近くの垂直に近い壁で切られてしまっています。



(写真4)

写真5も八重瀬町の鉱山です。右のほうに畑が残っていますが、この畑は周囲三方が削られてしまっています。畑だけが鉱山の買収に応じなかったのかもしれませんが、三方を全部削られて、きわめて危険な状態になっています。



(写真5)

写真6は、八重瀬町と糸満市にまたがる鉱山です。あちこちに採掘跡の巨大な穴が放置されていることが分かります。ここも畑や道路のすぐ間際から掘削されてしまっています。



(写真6)

写真7は、糸満市の荒崎海岸、ひめゆり学徒隊の最期の場所になった海岸ですが、その横でも巨大な鉱山の開発が続いています。

後述する魂魄の塔横の熊野鉱山では、自然公園法に基づく開発届がないまま工事に着手したことが問題になりましたが、この鉱山でも自然公園法の届が出されていませんでした。また、農地の転用手続きもないままの採掘や、糸満市の里道を勝手に使用していることなども問題になり、糸満市が原状回復を指示しました。



(写真7)

写真8は、糸満市の鉱山ですが、巨大な採掘後の埋戻しには何時までかかるのでしょうか？



(写真8)

先にもお話しをしましたが、今回、防衛局は南部地区から辺野古埋立のために3,159万立方メートルの土砂が調達可能とっています。これは、業者に対して辺野古埋立にどれほどの土砂を調達できるかのアンケート調査を行った際の業者回答をそのまま集計したものです。

しかし、多くの鉱山で採掘跡の巨大な穴が放置されている現状の写真でも分かるように、南部地区で今、必要なことは、この巨大な採掘跡の埋戻しです。辺野古に土砂を持ち出す余裕などないはずで。

写真9は、沖縄中部・うるま市の海中道路の先端近くの宮城島の鉱山です。ここからも辺野古に土砂を持ち込む計画になっています。地元の漁協が鉱山からの赤土流出の被害を訴えています。



(写真9)

●魂魄の塔横で始まった鉱山開発の問題点

南部地区では新たな鉱山開発の動きも始まっています。それが、今、大きな問題になっている熊野鉱山です。写真10でも分かるように、魂魄の塔がある米須霊域や平和創造の森公園に隣接したところですが、何よりも静謐な環境が求められる場所ですが、そこが鉱山になり、石材・土砂が採掘されようとしているのです。



(写真10)

ここでは、2020年11月、沖縄戦遺骨収集ボランティア「ガマフヤー」代表の具志堅隆松さんが、戦没者と思われる遺骨を発見しました¹¹。具志堅さんは仕事の関係上、週末に遺骨収集活動をされています。次の日曜日に現地に行ったところ、重機が入って一面に伐採され、一帯は立入禁止となってしまったのです。

この熊野鉱山開発は、多くの法令に違反したものでした。

まず、一帯は自然公園法に基づく、沖縄戦跡国定公園に指定されています。沖縄戦跡国定公園とは、「南部の戦跡を保護することにより、戦争の悲惨さ、平和の尊さを認識し、20万人余りの戦没者の霊を慰めるために制定」されたもので、「戦跡としての性格を有する国定公園としては我が国唯一」のものです¹²。

国定公園は、特別地域と普通地域に分けられています。沖縄戦跡国定公園では、

11 その後、2021年2月～3月、沖縄県がこの場所で3回にわたって遺骨を確認している。また、知事や副知事も、現地で遺骨の状況について説明を受けた。県は、さらに8月にも遺骨収集に入り、戦没者と思われる80片もの上半身の遺骨を発見している。県は今後もこの一帯での遺骨収集を続けるとしている。

12 沖縄県自然保護課のホームページより。

これからの辺野古をめぐるいくつかの課題（北上田）

平和祈念公園やひめゆりの塔一带、米須霊域や平和創造の森公園等が特別地域に指定されており、それ以外は普通地域です（図7）。特別地域の開発行為は知事の許可、普通地域の開発行為は知事への届出が必要です。熊野鉦山は、特別地域に隣接していますが、普通地域だったので、知事への届出が必要でしたが、2020年11月、開発業者は届出のないまま工事に着手したため、県は工事中止を指示しました。

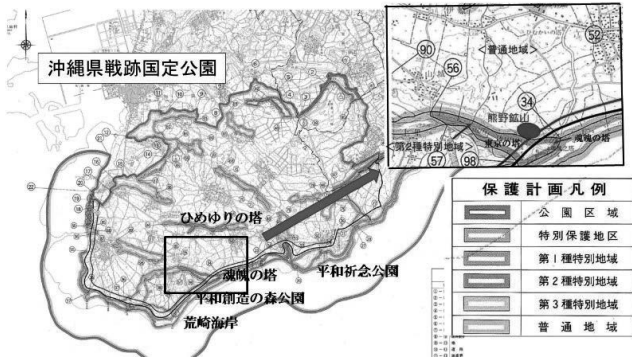


図7

また、現地は森林法の地域森林計画にも指定されている森林です。しかし、熊野鉦山の開発業者は糸満市に伐採届を出さずに伐採に着手し、糸満市から頼末書の提出を命じられました。

さらに、業者は北側の農道に続く農地に碎石を入れて土砂搬出路にしようとしたのですが、これも農地法違反として糸満市農業委員会が工事中止、原状回復を指示しました。

また、赤土等流出防止条例では、事業行為届出書が受理されてから45日間は事業に着手できませんが、それも守られていませんでした。糸満市風景づくり条例の届出も必要でしたが、この手続きもしていませんでした。

●知事、自然公園法に基づく措置命令を発出

具志堅隆松さんは、南部地区の遺骨混りの土砂を辺野古埋立に使うことは、人道上也許されないと、2021年3月1日から6日まで県庁前広場でハンストに入りました。要求事項は、「防衛局は遺骨の混じる南部地区の土砂を埋立てに使うな」、「知事は、熊野鉦山開発計画に対して、自然公園法第33条第2項に基づき、

事業中止命令を出すこと」の2点でした。県庁前広場のハンスト現場には、連日、多くの遺族の方や支援者らが集まり、この問題は一気に多くの県民の注目を集めることとなったのです(写真11)。

具志堅隆松さんのハンストに県民・全国からの熱い共感

*** 3月1日～6日、**
県庁前広場で具志堅さんから
5名がハンスト

*** 県議会決議(全会一致)**
県内16市町村でも決議



写真 11

業者はその後、自然公園法に基づく届出書を提出、知事最終判断が焦点になりました。

自然公園法では、普通地域の場合、知事への届出だけで開発行為に着手できることになっています。しかし、同法33条2項では、「知事は国定公園について、当該公園の風景を保護するために必要があると認めるときは、普通地域内において、一その風景を保護するために必要な限度内において、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置を執るべき旨を命ずることができる」と定めています。私たちは、知事がこの条文を適用し、熊野鉱山の開発中止若しくは制限という措置命令を出すよう求めました。

その後、沖縄県議会が4月15日、紆余曲折はあったものの、最終的には全会派一致で、「悲惨な沖縄戦の戦没者の遺骨等が混入した土砂を埋立てに使用しないこと」等の意見書を採択しました。また、具志堅さんは県内の全市町村議会に同趣旨の意見書の採択を求める要請書を送りました。その結果、県内の半分を超える市町村議会でも意見書が採択されたのです¹³。

13 その後、具志堅さんは全国の1743自治体議会に同趣旨の要請書を送り、2021年12月末現在で、奈良県、埼玉県、京都府、大阪市、福岡市、長野市、金沢市等、全国の約170の議会が意見書を採択している。

こうした運動の盛り上がりの中で、知事の最終判断が注目されました。5月14日、知事は、自然公園法33条2項に基づき、「①遺骨の有無について関係機関と連携して確認し、関係機関による遺骨の収集に支障が生じない措置を取ること。②掘採区域の周辺、特に掘採区域の敷地境界に接している慰霊碑の区域における風景に影響を与えないよう、必要に応じ、植栽等の措置を講じること、③周辺植生と同様の植物群落に原状回復すること、④上記の各措置について、掘採開始前に県に報告し、協議すること」等の措置命令を出しました。措置命令と同時に、「人道的な観点から、悲惨な沖縄戦の戦没者の遺骨等が混入した土砂は採取しないこと」という留意事項が付けられましたが、私たちが求めていた開発の中止若しくは制限は出せなかったのです。

それでも、この措置命令は、鉱山の乱開発に一定の歯止めになるものだと考えています。措置命令の①は県の遺骨収集まで掘採を待てということ、②は事業が終了してからの植栽だけではなく、掘採期間中も周辺景観の風景に影響を与えないよう植生等の措置を講じることということです。そして、④が特に重要です。開発業者は①～③の各措置について、掘採開始前に県に報告して協議しなければなりません。県が毅然と対応していけば、遺骨が完全に収集されるまで鉱山開発はできません¹⁴。

●貴重な戦跡や戦没者の遺骨の保存を --- 「歴史の風景」

先にも説明しましたが、熊野鉱山の開発予定地周辺には、多くの戦跡や慰霊碑が集中しています。

戦後、住民たちが戻ってきて畑を耕そうとしたとき、一帯には多くの戦没者の遺骨が散乱していたため、まず遺骨を収集し、積み上げたのが魂魄の塔です。ここには当時、3万5000柱もの遺骨が集められました。戦後初めて住民によって造られた慰霊の塔です（写真12）。鉱山の採掘が始まれば、土砂・石材搬送のダンプトラックや重機が魂魄の塔の前を頻繁に通行するおそれもあります。魂魄の塔周辺の雰囲気や壊す鉱山開発は、法令上の問題だけではなく、やはり県民感情として許せません。

14 しかし、熊野鉱山の開発業者は2021年8月、知事のこの措置命令を不服として、国の公害等調査委員会に裁定を申請した。

米須霊域
魂魄の塔

- ・戦後、住民らが3万5千柱の遺骨を収集
- ・この前が、ダンプトラックの通行路になるおそれも



2016.6 慰霊の日

(写真 12)

また、周辺には、北霊碑（北海道）、大和の塔、紀之國之塔（和歌山）、島根の塔、ひろしまの塔、讃岐の奉公塔、東京の塔などの各都道府県の慰霊碑があり、一帯は米須霊域として整備されています。その西側は植樹祭跡地を中心に整備された平和創造の森公園に続いています。

また、魂魄の塔から西に入ると、鉱山の開発予定地に隣接して、「有川中将以下将兵自決の壕」があります(写真 13)。地元住民らはシーガーアブと呼んでいます。手前と奥の2つの壕が地下で繋がっているとされています。



シーガーアブ(有川中将以下将兵自決の壕)

住民ら7家族が米軍に油を投げ込まれ、焼き殺されたとの証言も。

(写真 13)

糸満市議会は2021年3月、「開発地区には、戦時中に避難場所として住民が身を潜めた自然壕が数か所あり、その中で命を永らえた地元住民も開発に対し懸念している」、「開発地区には琉球王府時代から地域住民が畏敬の念をもって接するシーガーアブと呼ばれる自然壕もあり、歴史的事象を語る貴重な場所である」とい

う意見書を採択しています。

また、地元『米須字誌』には、「シーガーアブには7家族ぐらい入っていた。入口は一人ぐらいしか通れないところで、そこに避難していた家族は米軍の再三の呼びかけにも出てこないため、石油を流し込んで燃やしていた」という証言も掲載されています。シーガーアブは将兵だけではなく、多くの住民らも犠牲になったきわめて貴重な戦争遺跡なのです。そういった貴重な戦跡を壊して土砂を採掘することなど、とても認められません。

業者は、「シーガーアブは壊さない」と言っているようですが、奥の壕は全て森林伐採予定地に入っています。また、2つの壕の間は土砂運搬道路とする計画ですから、地下の壕は壊れてしまうことが危惧されます。遺骨の問題だけではなく、シーガーアブの保存もきわめて重要です。

ここで問題となるのは、自然公園法の措置命令はあくまでも、「風景を保護」するための規制です。「風景」とは何かということが問題になります。

この点については、糸満市が業者から提出された自然公園法に基づく開発届を県に送付した際につけた意見書が参考になります。糸満市は、「緑のつながりが織りなす豊かな風景を守ること、慰霊碑やガマなどの戦争の歴史を刻む遺産について、その周辺環境を含めた風景の保存を守る」として、「歴史の風景」という言葉を使いました。この糸満市の意見書が、県が措置命令に踏み切る大きな力にもなったのです¹⁵。

●南部地区からの土砂調達問題についての国の弁明の問題点

沖縄県は防衛局に対して設計変更申請書の内容についての質問を続けており、その中で南部の土砂問題についても触れています。ただ、現時点では環境問題についての質問だけで、遺骨の問題には言及していません。

もう一度、県内からの土砂調達図（図5）を見てください。南部地区からの土砂は、那覇新港の辺りと中城湾港にダンプトラックで陸上搬送され、そこから大浦湾

15 この点については、安里直美琉球大学講師も、「守るべき『風景』には、歴史や人の記憶など、目に見えないものが含まれる」と指摘されている（2021年4月17日 沖縄タイムス）。

に海上搬送されます。

那覇新港に運ぶ場合は、糸満市から那覇市の市街地を土砂を満載したダンプトラックが大量に走り回ることになります。騒音・振動・粉じん・渋滞等の深刻な被害が危惧されます。

沖縄県もこの点について、「搬出経路が那覇の港及び中城港が示されている。その場合、搬出港付近に多数の搬出車両が集中することになり、生活環境の悪化が懸念される。搬出港付近において想定される車両台数及び、騒音、振動、粉塵等への影響について示していただきたい」、「南部地区は、平和祈念公園や沖縄戦跡国立公園があり、観光客等も多数訪れており、それらの影響についても示していただきたい」と質問を繰り返しています。しかし防衛局は、「具体的な調達先は工事の実施段階で確定されるものであり、現時点で確定していない」、「埋立材の運搬車両の影響については、事業実施区域周辺を対象に予測評価するが、運行経路を網羅的に予測評価するものではない」として、辺野古周辺以外は調査しないと切り切っているのです。さらに、「南部地区の採石場から調達される場合は、採石業者において粉じん対策や道路清掃、運搬時間帯の調整が適切に実施されるものと考えています」として、その責任を全て業者に押しつけているのです。

おそらくこんな回答で沖縄県がそのまま認めるわけはありませんから、設計変更申請の不承認の理由に、南部地区からの土砂搬送による環境破壊の問題が指摘されると思います。しかし私たちは、環境問題だけでなく、遺骨混りの土砂の問題も不承認の理由に挙げるべきだと求めています。

そもそも、遺骨混りの土砂調達問題に関する政府の見解には大きな問題があります。

政府・防衛局はこの問題を追及されても、「設計変更申請書の土砂に関する図書で示しているのは、あくまで調達可能量であって、まだ決定ではない」として、「具体的な調達先は工事の実施段階で決まる。南部地区から土砂を採取することが確定しているわけではない」と逃げ続けているのです（2020.12.7 防衛省回答文書）。

そしてさらに追及されると、菅首相は、「土砂の調達先は決まっていないが、仮に南部地区から行われるとしても、採石業者において、ご遺骨に配慮した採取が行われる」（2021.1.22 参議院本会議）、「仮に南部で土砂を採取する場合には、防衛

局が契約を締結する際に、業者に戦没者のご遺骨に十分配慮した上で行われるよう求めてまいりたい」（2021.2.17 衆議院予算委員会）と、業者の責任だという答弁を繰り返しています。

この首相答弁は大きな問題です。2016年に制定された戦没者の遺骨収集の推進に関する法律でも、戦没者遺骨の収集は国の責任であると明記されています。業者に責任を押し付けることは認められません。

●戦没者の遺骨の尊厳を守るための条例制定を

具志堅さんが今日から6月23日まで再度のハンストに入ります。今回のハンストの要求事項は、知事が、南部地区からの土砂搬出計画を含む設計変更申請を不承認にすることということを掲げています。

6月21日からは、23日の慰霊の日に向けて、平和祈念公園の式典の会場のすぐ横でテントを張ってハンストを行います。沖縄県からも公園使用の許可が出ました。今年の式典はコロナ禍のために30人規模の小さな式典になりましたけれども、知事に、私たちのハンスト現場に来てもらって、具志堅さんを激励してもらおうよう要請をしているところです。

ただ、問題は熊野鉾山に限られません。沖縄では、南部地区だけではなく、浦添市、那覇市、西原町、宜野湾市等、県内全域からも戦没者の遺骨が見つかっています。そのため私たちは、戦没者の遺骨が残っている可能性が高い、未開発の緑地帯の開発行為を規制する条例制定のための研究会をスタートさせました。具志堅さんを中心に、法律学者、県会議員、市民らが集まって定期的な検討作業を始めています。

「遺骨が残る森は、沖縄戦を記憶した樹林地とも言え、忘れてはならない『鎮魂の森』である」¹⁶として、「戦争の記憶を残す目的の条例制定」¹⁷を目指したいと考えています。

16 安里直美琉球大学講師(2021年4月17日 沖縄タイムス)

17 加藤峰雄横浜国立大学教授(2021年4月17日 沖縄タイムス)

■ 6. これからの課題

最後ですが、知事の不承認が間もなく、7月の上旬か中旬には出されると思います。

オール沖縄会議もその時にすぐに対応できるよう、現在、準備を進めています。全国でも知事が不承認を出した時点で、直ちに防衛省への抗議行動や、首相官邸前での抗議集会、そして青い服を身に着けて辺野古反対の意思表示をするブルーアクション等のいろんな取り組みが準備をされています。

ただ、コロナ禍の緊急事態宣言が終わるか、大丈夫だという段階になれば、やはり全国から辺野古現地に何としても来ていただきたいと思います。

今、オール沖縄会議はコロナ禍のために現地での組織的な抗議行動が出来ず、キャンプ・シュワブゲート前、海上、そして本部塩川港や安和栈橋等で、少人数の監視行動だけが続けています。しかし防衛局はそれをいいことに、土砂の海上搬送や埋立工事等のペースを上げています。さらに美謝川の切替え工事が始まれば、弾薬庫の近くにも工事用のゲートが造られます。工事箇所が何箇所にもなり、私たちだけではなかなか手がまわりません。ともかく人手が必要なのです。

だから、コロナが終息すれば、是非、現地に来ていただきたいと思います。

以上で話を終わらせていただきます。

「写真 3. 4. 5. 6. 7. 9. 10 は沖縄ドローンプロジェクト提供」

◆質疑応答

○進行（親川）

では、これから後半、質疑応答に移ってまいります。

皆さん、ご質問などありましたら、チャットでお寄せいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

では一つ、質問が届いております。沖国大の野添先生からです。ありがとうございます。先日の東西センターのウェビナーで出席した国防総省日本部長が軟弱地盤について、そんなに深刻だと初めて聞いたと言っていました。日本政府、防衛省は、米国側に軟弱地盤の問題について正確に伝えていないように思ったのですが、米国側にもっと技術面での問題の深刻性を伝えていく必要があると考えるのですが、どのように思われますか、と。なお、南部の遺骨についても、米軍人の遺骨が混じっているとも聞きます。この点でも米国へのアピールが重要になるのではと感じますと。いうことでした、北上田さん、どのようにお考えですか。

○北上田毅氏

今、野添先生も言われたように、私も先日の新聞でしたか、国防総省の担当者が軟弱地盤について初めて知ったという記事を見て驚きました。この点については、国会議員の方々や沖縄県、そして市民運動グループなども、いろんなルートを通して伝えてきたはずなんですね。ただ、それがまだ、きちんとアメリカ政府の中にルートとして入っていないという現状だったのですね。今おっしゃったように、もっともっとこうした問題点を伝えていく必要というのは、やはり私たちも痛感しています。

もう一つ、南部の遺骨には米軍の兵士たちの遺骨も入っているという話ですけども、米国政府の資料でも、沖縄戦の米兵の死者数は12,520人で、そのうち239人の遺骨がまだ見つかっていません。だから、この問題は単に日本だけの問題ではなくて、アメリカにとっても重要な問題であるはずですよ。

また、沖縄戦では米兵たちだけではなくて、朝鮮半島出身の方々もたくさん亡くなられました。沖縄で見つかっている遺骨には、日本人だけではなくてアメリカ兵、朝鮮半島出身者の遺骨もあるはずですよ。韓国の市民運動の方々とは連絡がついていて、前回の具志堅さんのハンストのときにも、韓国の団体からのメッセージが寄せ

られましたし、今後、さらに連絡を強めようと考えています。

3月のハンストの際には、具志堅さんと私が外国特派員協会の記者会見に出て、米兵の遺骨も残っているという話をしました。今後もこの問題については訴えていきたいというふうに思っています。

○進行

ありがとうございます。では、質問を待つ間、私から幾つか質問をさせていただいてもよろしいでしょうか。

この辺野古新基地建設は、いろんな問題を抱えているわけですが、防衛省のスタンス、国のスタンスとしては、業者がやることなので、業者に注意喚起をしますというような認識です。しかし、その業者自体がいろいろな法律違反、法令違反を行っているというところで、通常、公共工事などを入札する場合、業者というのは厳しく選定されるもの、という認識です。というのは、例えば業者自体が法令違反をしていないかどうかとか、そういったことは見られないのでしょうか。

○北上田毅氏

今おっしゃったのはそのとおりです。今回の鉱山の問題でもお話ししましたが、鉱山の開発に際しては多くの法令に違反していることが多いんですね。

辺野古の工事に関していえば、直接防衛局が契約する相手は共同企業体ですが、中心は全部本土の大成建設などの大手ゼネコンです。そこから下請け、孫請けに引き継がれています。だから今おっしゃったように、本来なら国の公共事業だから、契約相手がそういった違法行為をやっているところだったら、当然契約はできなくなるはずだけれども、下請け、孫請けだからそこまでチェックはできないというようなことになってしまうわけですね。

○進行

野放しの状態ということですか。

○北上田毅氏

現実はそのですね。南部の土砂問題についても、防衛局が直接、採石業者と契約するわけじゃないわけですね。そういう問題が、公共事業の一つの問題点ですね。

○進行

ありがとうございました。

ちょっと細かい点なのですが、美謝川の切替工事について2点教えてください。こういった川の切替工事というのは、公共事業の中でよくあることなんでしょうか。というのは、素人目線で行くと、自然の川流れを変更するということは、かなり大型の事業になるんじゃないかということと、様々な危険性を伴うんじゃないかというのが、素人目線で感じます。この法定外公共物の管理条例ということを北上田さんはお示ししてくださいましたけれども、例えば川の切替工事以外、具体的にどういふことに法定外公共物管理条例というの適用されるのかということをお教えいただけますか。

○北上田毅氏

美謝川というのは、決して大きな川ではないわけですね。さっきもちょっと話をしましたが、1級河川だったら国が管理をする。2級河川は都道府県知事が管理する。2級河川より小さな川は準用河川と言われますが、それは河川法を準用することによって自治体が管理します。

さらに小さな河川・水路を法定外公共物といいます。道路の場合も同様に、道路法が適用されない里道などを法定外公共物といいます。水路の場合は、公図で青色に塗られていましたが、里道などは赤く塗られていました。以前は、これらの法定外公共物は国の所有管理でしたが、2000年頃だったかな、地方自治体に無償譲渡されました。

美謝川も、米軍への提供施設外は名護市の管理となっています。しかし、米軍への提供施設であるキャンプ・シュワブ内は国の管理のままです。すなわち、辺野古ダムと名護市の水道施設部分は名護市が管理しています。名護市ではこうした法定外公共物を管理するために法定外公共物管理条例を制定しています。今回の場合も、名護市法定外公共物管理条例に基づき、国と名護市がきちんと協議する必要があるのです。

○進行

ありがとうございました。

次の質問です。お時間の都合で、北上田さんがスライドを省略されていた、岩ずり、単価の疑問というお話でしたけれども、「通常、二束三文の岩ずり」と北上田さんはよくおっしゃいますが、かなり高額になっているということですね。

普通の単価が幾らぐらいなのか教えてください。

○北上田毅氏

先ほどの講演では時間がなくて省略したのでここで説明します。今回、防衛局は設計変更申請で、埋立土砂は基本的に沖縄県内で調達すると変更しました。これは2つの理由があると考えています。

1つは県外から埋立土砂を持ち込む場合には、アルゼンチンアリアヒアリなどの特定外来生物が侵入するのを阻止するために、2014年に与党県議団が頑張って土砂条例¹が制定されました。県外から埋立土砂を持ち込む場合には、特定外来生物の有無について調査し、船1隻ごとに県への申請が必要です。申請が出ると県が現地に立入調査をし、そこで特定外来生物が見つかったら駆除策を指示するということになっています。

2016年に那覇空港の埋立工事で奄美大島から石材が搬入された際に、初めてこの土砂条例が適用されました。そのときは業者からは、採石場で特定外来生物は一切確認されていないという書類が出されましたが、沖縄県が現地に立入調査したら、3ヵ所の採石場、さらに3ヵ所の土砂搬出港の全て特定外来生物が見つかったのです。そのため、沖縄県は石材をダンプトラックに積んだ状態で、120秒間洗浄する等の駆除策を実施させた経過があります。

県外からの土砂搬入の場合、この土砂条例が適用されるので、申請者にとっては大変煩雑なことになり、リスクも大きいのです。今回、埋立土砂を基本的に県内調達するというのは、この土砂条例を避けるためであることは確かです。

ただ私は、全量県内調達となったもう一つの理由として、土砂をめぐる利権の問題があると考えています。現在、本部塩川港、安和棧橋から辺野古に持ち込まれている土砂は、「岩ずり」と指定されていますが、写真でも分かるように、粘土混りの赤土です。「岩ずり」というと岩の屑のようなイメージがありますが、実際は採石場の表土等、「土取場において採石に伴い発生する土砂」²です。本来は商品では

1 正式には、「公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する条例」という。

2 防衛局が、辺野古側埋立工事(「シュワブ(H29)埋立工事」)に伴う赤土等流出防止条例の事業行為通知書に記載した「岩ずり」の定義

なくて、採石をした後の埋戻し等のために置いておくものなのです。たまたま買手が付いたとしても、それこそ二束三文の安いものです。

ところが今回、防衛局は、この「岩ずり」を、1立方メートル当たり5,370円というとんでもない高価で買っているのです³。しかし防衛局が、2014年度に発注した工事では、「岩ずり」は1,870円にすぎませんでした。当時の価格から3倍も高くなっているのです。私たちが指摘し、国会等でも問題となったことから、2020年3月の契約から約1,000円ほど単価が下がりましたがやはりそれでもとんでもない価格です。

今回の問題で私たちは、県内からの土砂調達ということになったもう一つの理由は、県内の鉱山業者、採石業者が、「何故、本部の琉球セメント安和鉱山だけに儲けさせるのか？我々にも分け前をよこせ」という形で防衛局に要請を強めた結果、防衛局も県内の多くの鉱山を対象とせざるを得なくなったのではないかということです。土砂をめぐる利権の問題が背景にあると思っています。

以前、警備費について私たちが問題にし、会計検査院が調査をして、経費の無駄遣いを指摘したことはありますが、辺野古の工事については、会計検査院はほとんど調査に入りませんね。

○進行

ありがとうございます。そもそもは商品でも何でもないものが岩ずりで、しかし今、岩ずりと言われているものは土砂に過ぎないということ…。

○北上田毅氏

それこそ粘土ですね、もう赤土混じりの。

○進行

結局、これを入れたところで、また軟弱地盤、強固な土砂ではないわけですよ。

○北上田毅氏

これも2つの問題があります。

1つは、今回の大浦湾の埋立工事では、「先行盛土」と言って、外周護岸を閉じ

3 防衛局は、この「岩ずり」の価格決定に際して13社に見積りを依頼したが、12社が「辞退」したため、1社だけの価格で決定したという不可解な経過がある。

る前に土砂を投入することになっています。こんな赤土混りの粘土を放り込めば、外周護岸が開いているのですから、汚濁が一面に大浦湾に拡散してしまいます。大浦湾の環境に大変な影響を与えるでしょう。

もう一点は、今おっしゃったように、こんな赤土は軟弱ですから盛土材には適していません。今回は、大浦湾の一番深いところでは、深さ 40 メートルもの厚さの盛土が必要になります。今、大きな問題になっている地盤改良工事というのは、海底地盤が軟弱なために必要になっているものですが、海底地盤だけではなく、盛土部分も軟弱だということです。

防衛局は、当初の埋立承認申請書では、この盛土部分でもサンドコンパクションパイル工法による地盤改良を行うとしていました⁴。こんな粘土のような土砂を放り込めば、当然、液状化や地盤沈下も起こりますし、十分な強度は期待できません。しかし、今回の設計変更申請では、盛土部分の地盤改良の必要はないとしているのです。当初の埋立承認申請の記述とは全く矛盾してしまっています。

○進行

ありがとうございました。よく分かりました。

幾つか質問が届いておりますので、お読みしてお伺いします。

まず、大浦湾の海は、山からの栄養が河川により入り込み混ざり合うことで、環境生態系が保たれている面があると聞いたことがあります。美謝川の変更により、環境影響が大きいという方向で反対の可能性はあるのでしょうかという質問です。

○北上田毅氏

美謝川を切り替えた場合、当然、環境面にも大きな影響が危惧されます。しかし、防衛局が設置した環境監視等委員会⁵では、そのことが十分、検討されていません。

国の調査でも、美謝川には 508 種類もの水生動物が生存しています。そのうち 48 種類が海と川を行き来する回遊性の水生動物です。大浦湾の生物多様性についてはいろいろ指摘されていますけれども、美謝川も含めた生態系全体が大浦湾のあの貴重な自然を支えているわけです。

4 当初の環境保全図書 2-76

5 防衛局は、埋立承認の際の留意事項にもとづき、有識者による環境監視等委員会を設置した。しかし現状では、防衛局の追認機関になっていると言わざるを得ない。

切り替えられる美謝川はコンクリートの三面張りの水路です。今の美謝川のような自然の水路ではありません。しかも、現在の美謝川よりも水路延長が短くなるため、勾配がきつくなります。水生生物の遡上にも影響があるでしょう。防衛局は、水生動物に配慮するために、河床に砂利を敷くとか、魚道を設けるなどと言っていますが、今と同じような生態系が確保できるとは思えません。

また、私は大浦湾のサンゴへの影響も危惧しています。切り替えられた美謝川は、埋立区域の奥の方に流れるようになります。ところが、私たちが海上行動をしてもよく分かるのですが、その辺り一帯にはユビエダハマサンゴの大きな群落があるのです。そこに切り替えられた美謝川から淡水が流れ込むようになった場合、これらの貴重なサンゴ類への影響も危惧されます。

○進行

なるほど、分かりました。ありがとうございました。

もう一つ来ています。知念ウシさんからですね。「南部土砂に米兵の遺骨も混ざっている可能性について、具志堅さんからの手紙を VFP-ROCK、平和を求める米軍人の会、琉球沖縄国際支部が翻訳し、DPAA、米国防捕虜行方不明調査局へ調査を依頼するメールを一昨日送ったところ。また、軟弱地盤についても VFP-ROCK は、GAO、米国会計検査院とやり取りを続け、国防権限法に反映するように取り組んできました。また、先日軟弱地盤について、アメリカ VFP とともにウェビナーを行いました。現在、録画に字幕を作成中です。取り組みの一つとして、ご参考までにご紹介します」ということでご紹介がありました。知念さん、ありがとうございました。

○北上田毅氏

さっきは触れることができませんでしたが、この問題についてはダグラス・ダミスさんからもいろいろアドバイスをいただいて、今おっしゃったベテランズ・フォー・ピースに資料を提供したりもしてきました。

○進行

ありがとうございます。やはり国際的なネットワークが後押しになるといいですよ。

○北上田毅氏

はい。

○進行

本当にありがとうございました。

今頂戴している質問などは以上になります。ちょうどお時間も来たところなんです。北上田さん、何かまだまだお話を伺いたいところなんですけれども、最後にひとこと頂戴できますか。

○北上田毅氏

これを視聴されている方は、やはり沖縄の方が中心ですか。本土の方も？

○進行

はい、県外からも視聴されている方がいらっしゃいます。

○北上田毅氏

さっきも話しましたが、今日から具志堅さんが県民広場でハンストに入りました。それから慰霊の日までの3日間は平和祈念公園でハンストを予定しています。コロナの状況も厳しいのですが、沖縄県内の方は、是非、おいでいただきたいと思います。

県外の方については、今は、コロナ禍が深刻で無理ですが、一段落すれば、是非、沖縄に来ていただきたいと思います。辺野古の工事は、今でもキャンプ・シュワブ、本部塩川港、安和棧橋、さらにこれから美謝川の工事も始まろうとしています。どんどん場所が広がって、私たちだけではなかなか対応ができません。是非、ぜひ現地に駆けつけていただきたいと思います。ぜひよろしくをお願いします。

○進行

北上田さん、ありがとうございます。

このコロナ禍に乗じてというような言葉は言い過ぎかもしれませんが…。

○北上田毅氏

まさにそうですね。

○進行

こういった状況にもかかわらず、やはりオール沖縄、平和市民連絡会の皆さんが、この辺野古の新基地建設費用をコロナの感染防止対策費用にと訴える流れの中で、なぜ新基地建設だけが粛々と進んでいくのかというのが、非常に疑問を感じざるを

得ないと思いました。しかし、今日の北上田さんのお話などを通して知見を培い、どういったことが課題として、また市民としてできるのかということも多く学べた機会になったかと思います。北上田さん、改めてありがとうございました。

○北上田毅氏

ありがとうございました。またよろしくお願いします。

○進行

よろしくお願いします。本日は、どうもありがとうございました。